



同志社人物誌 (27)

片岡健吉

高橋信司

土佐と同志社の由縁

片岡健吉は民権運動の大立物。自由民権の立場から入信したキリストの教徒として西原清東につづいて同志社に迎えられ、その後事を託されて同志社社長となった土佐の人であるが、最初からの同志社人でもなければ、ま

たキリストの教徒でもない。しかし新島先生の函館脱出に当り、福士宇之吉と共にこれを助けた沢辺琢磨が坂本龍馬の従兄弟に当る元土佐藩士の山本数馬であった一事に徴しても、同志社はその前史時代においてすでに土佐とつながりをもっていたといえる。しかも自由民権はキリスト教と共に万人平等のヒュ

ーマニズムの原理において一致し、両者共に天皇制的絶対主義の明治政府から公敵視されていたから、自由民権とキリスト教との間における相互接近は極めて自然の成り行きといふことが可能である。この故に、片岡の同志社入りは、打ちよせる国家主義の荒浪にさらされていたころの同志社にとっては時節柄当を得た事歴といえよう。

武人としての前半生

片岡健吉は新島先生と同じ一八四三年（天保一四年）の生れ、幼名を寅五郎といい、元服して健吉と改めた。実名は益光、父俊平の歿してのち祖父範三郎のあとをついたが、その家は父祖以来世々馬廻り格の藩士の列に属していた。幕末維新以来すでに板垣退助と事を共にする関係にあつたが、板垣が薩摩の西郷隆盛と気脈を通じていたところから、片岡もまた武力討幕派に属し、伏見開戦の折には板垣大隊長司令の下に左平大隊司令をつとめ、官軍東征に当つては大軍監として東山道先鋒総督府に属して従軍することとなった。一八六九年（明治二年）、藩の参政軍事係となつたが、時に藩が四国十三藩連合の目的を

もつて四国会議の開催を提唱するに当り、片岡は第一回会議招請状の筆頭名儀人となり、翌年九月その解消のやむなきに至つた折にはまた出張も命ぜられて事に當つたが、このころの片岡は制度改革のため三等官少参事ということになつていた。

一八七一年（明治四年）五月、片岡は官命をもつて外遊の途につき、アメリカを振り出しにイギリスに渡り、フランスを経て一八七三年三月帰国したが、ワシントンにおける議會見學と、ロンドンにあるころ馬場辰猪のすゝめで始められた教会訪問とは、後年の片岡の活動につながる偉大な人生経験ということできよう。帰国した片岡は、この年十月海軍中佐に任ぜられたが、征韓問題で閣議は分裂し、主戦派参議の板垣が同志の西郷らと袂を分ちて野に下り、西郷を除いた人士の間に専制政府打倒の議が高まつたので、翌一八七四年一月十二日海軍中佐の辞表を提出したが、この日は愛国公党本誓署名の式が行なわれた日で、それにつづくものが同月十七日の民選議院設立の建白であつた。

この時、片岡は板垣から参加を求められてはいたが、国会開設建白のごとき大事は天下

に声望ある人士の連合して當るべきものとして固辞し、建白書署名者の列に入らなかつた。しかし、片岡はつとに衆議世論重視の要を痛感していたから、辞職の聴許をまたず二月には高知に帰郷し、四月設立を見た立志社を舞台に板垣と共に自由民権運動の第一線に立つこととなつたが、それは幕末維新に始まる板垣・片岡の連繫における軍事的なものから政治的なものへの方向転換であると同時に、その出生の故をもつて始められた武人としての片岡の止揚であつて、その前半生はここに終止符を打った。

立志社運動の大立物

片岡の辞表が聴許されたのは同年八月のことであつたから、立志社運動に参加した当座の彼はまず立志社會議の議長としてその地位につき、一八七五年二月にはその提唱する愛国社の結成に成功し、同四月からは社長となり、一八七七年（明治十年）六月には立志社総代片岡健吉の名において京都行在所に国会開設建白書を呈出した。この建白書は植木枝盛の起稿になり、藩閥政權の秕政を八箇条にわたつて鋭く批判したものであるが、天賦

人權・民主主權の主張に徹した点に見て、立志社運動の在り方をよく表明したものといわれている。この時、九州に西郷兵乱拡大し、立志社においても林有造らが呼応拳兵を策したれめ片岡もまた連座の罪に問われて投獄され、翌年十一月に至つてようやく自由の身となることができた。

この間、高知においては地方住民の自治活動は自立的に発展し、さきに区民会として発足した人民集會は大区会・小区会の二重組織となり、片岡出獄の前、府県会規則の公布を見たころには、これを無視してすでに土佐州会を組織して自主的に人民集會をつづけていた。この故に、下獄前すでに区民會議員の経験を有する片岡は出獄後はまた自治活動に投ずることとなり、町村会規則の發布を見た一八七九年（明治十二年）からは町會議員に當選すること連続三回、同年四月には県會議員に當選し、高知県会の開設に當つては議長に選ばれて議員活動を開始したが、初県会における片岡ら立志社系議員の鬭争は民権運動史上特筆大書するに値するものであつた。それは州会當時から問題の府県会規則における議員選挙資格に対する納税額による制限を不

可とし、その撤廃を建議する決議案の先議を主張して譲らず、民権伸張のためついに議長および議員の職を賭してまで普通選挙運動に先鞭をつけた壮挙だからである。時に一八六九年十一月。こうして県会の議席を去った片岡は、そのち一八八一年（明治十四年）九月補欠選挙に当選したが辞退し、県会の議席に再びつこうとはしなかったが、それはむしろ片岡の民権運動からの逃避を意味するものではなかった。

自由民権運動の闘士

さきに結成を見た愛国社は、片岡らの反対を押し切った板垣が参議に復帰したために自然解消のやむなきに至ったが、西郷叛乱も鎮定したので立志社は愛国社の再興に着手し、一八七八年（明治十一年）十月にその再興を見、民権自由運動は活発に動き出した。しかも、片岡はこのころすでに出獄、自由を回復して翌年二月からは立志社々長に復していたから、愛国社大会にはかかさず出席し、時には議長に挙げられることもあった。そして一八八〇年四月、愛国社が国会期成同盟と改称し、国会開設願望の請願書提出に決した時に

は、片岡は福島河野広中と共に、二府二二県総代九七名・請願人およそ八万七千人の委員となつて請願書を太政官に提出したというから、このころの片岡はまさに民権運動の大立物ということが可能である。

しかし、請願書は受理を拒否されたので、期成同盟はそれ自体を大日本国会期成有志公会と規定し、国会開設の運動を強力に継続するの決意を示したが、このころから運動強化のためには政党を組織するの必要ありとの議よりやく高まり、一八八一年（明治十四年）十月には板垣を党首とする自由党の結成を見、片岡は後年その顧問となった。そこで片岡は西山志澄・坂本南海男らと共に創立委員となり、自由党の結党の翌年五月には海南自由党を組織したが、この党は自由党の支部をなすもので、のちにその本拠を立志社に置いたもので、立志社ではその社名を廃して後楽館と改称して海南自由党へと発展的に解消した。しかも、前記期成同盟ですでに加盟各組において憲法見込案を作成して次期大会に持参することを決定していたので、立志社でも憲法調査局を設置したが、この時、片岡は監督の任に当って坂本・植木らの憲法調査・起草に

協力した。こうして成案を得たのが立志社案で、その副産物としての植木の日本国憲案とは別物である。

ところで、自由党は一八八四年（明治十七年）十月解散を宣したが、時に条約改正は難航し、人民窮迫して各地に激化事件は続発し、物情騒然たる折から、後藤象二郎の大同団結運動の進展と共に、地祖の軽減・言論の自由・外交の刷新を要望する声は全国的に高まり、一八八七年（明治二十年）十月には各地代表は続々東京に参集した。時に片岡も高知町代表五百有余の総代として県下各部の総代と共に上京、各地代表と連絡をとりながら三大事件の建白運動に参加したが、同十二月、願書が元老院に提出されるに及んで、政府は空前の悪法といわれる保安条例を公布と同時に施行し、民権運動関係者に退京を命じた。しかし、片岡は、この時すでにキリスト教徒となっていたが断固弾圧に抵抗して応ぜず、軽禁錮二年半・監視二年の宣告を受け、憲法発布の大赦で出獄を許されるまで下獄したとのことであるから、その闘志は極めて強烈であったということができよう。

議会活動と党人生活

片岡らに出獄の機会を与えた憲法発布とは明治憲法公布のことで、この憲法は民権と自由を求めて久しく闘った国民の期待に著しく反するものであった。この故に、中江兆民はこれを「詭笑しただけであるが、板垣らは予想もしなかった政治犯の大赦を喜んで祝宴を催したとのである。しかし、いずれにしても国会の開設を見たので、自後の片岡は衆議院議員としての議会活動に入ることとなったが、その議員生活は一八九〇年（明治二十三年）七月の第一回選挙当選以来、一九〇三年（同三十六年）三月の第八回選挙に当選してこの年十月昇天するまで十余年にわたり、この間、副議長に一回、議長に四回選出されてはいるが、その議員生活は平坦ではなかった。

片岡の議会活動は第一議会開幕と共に始まる。が、時に民党は歩調を一にして政費節減と地租軽減による民力休養を期し、政府提出の蔵出予算案八十余万円に対して一割近い七八〇余万円の削減をはかり、全院委員会において承認可決したにもかかわらず、政府が

不同意をとなえて解散風を吹かすに及んで、

片岡は、政府と妥協して削減額を六一五万円に喰い止めた大江卓らの土佐派代議士三十余名と共に裏切り者の列に投じたのである。民権運動の闘士として九仞の功を一簣に欠くにひとしい醜態である。しかし、品川内相の選挙干渉で有名な第二回選挙で落選が伝えられた時、林有造と共に開票に不正があったとして訴訟を提起し、当選決定までたたかったころの片岡には、また彼本来の闘志を見ることができると。その当選が確定したのは提訴一年有余後の一八九三年（明治二十六年）四月のことであるが、この時、原告側の代言人となつたのが西原清東らで、西原が国会に議席をもつたのは後年のことであるが、両者はこの時すでに同じ信仰の道を歩んでいた。

第一回選挙のころ自由党の再興はまだ見られなかったが、第一議会を前に立憲自由党の名で復活するや片岡はこれに属し、土佐派裏切り組と共に一時はなれて自由倶楽部を組織していたが、復党して第二回選挙に臨み、自来、片岡は改名した自由党に籍をおき、常務委員ないしは政務委員をつとめたことがある。そして片岡は、一八九〇年（明治三十三年）

年）政友会が成立したのちはこれに入り、総務にあげられたこともある。しかし、その後、政友会の在り方に失望して一九〇三年六月これを脱党したが、このころの片岡は病患に悩みながらもキリスト教界においても要職をになわされていた。

同志社の求めた教徒

片岡がナックスから洗礼を受けてキリスト者となつたのは、高知教会が設立を見た一八八五年（明治十八年）五月のことであった。高知教会の設立は一八七八年のアッキンソン来県伝道以来の成果であるが、アメリカ宣教師などの伝道集会には立志社がいつも会場を提供し、時には立志社の人々が立志社の文字入りの大提灯をかかげて夜間の路傍伝道に協力したとのであるから、そこにおいては初めから自由民権とキリスト教との提携が見られた。この故に、片岡の入信は両者接近の当然の結果ともいえるが、さらに高知教会以前の伝道者の中には、熊本洋学校から同志社に学んでその第一回卒業生となり、のちには同志社政法学校国際法講師となつた吉田作弥のような同志社人も参加していたところに徴

すると、片岡の属した高知教会と同志社とは教派を異にしていたが、それにもかかわらず深いつながりをもっていたものと見られる。

片岡がキリストの教徒となつた時、立志社はすでに解消し、自由党もすでに解散していたから、そのキリスト教への傾斜は自由民権では満たされないものを求めていることといえるが、ここに始まった信仰生活はその政治活動をするおし、ついに同志社に近づく縁起となった。片岡が初めて同志社を訪れて新島先生と語つたのは一八八四年二月のことであるが、自来数度同志社を参観してデヴィスと会見し、西原社長時代の一九〇一年（明治三十四年）一月には同志社で演説もしている。西原も自由党に属する衆議院議員で、自由民権からキリスト教に入つた土佐の政治家としては片岡の後輩に属するが、同志社では先任社長として片岡に後事を託して同志社を去つた人である。

西原の推奨をうけた片岡がデヴィスや宮川経輝の了解を経て同志社入りを決意し、社長就任を受諾したのは一九〇二年三月のことであるが、それは西原と片岡の間において、同志社の教育が日本のキリスト教にとって最も

重要であること、西原の後任には片岡が最適であること、教派は異つても理事・評議員・教師の支持があれば奉仕は可能であることの三点について合意が見られたからであると伝えられている。時に片岡は衆議院議員として議長要職にあつたから、その同志社生活は東京・京都間の往復で繁忙を極めたが、それでも片岡の感化は偉大なものを残している。しかし、その同志社生活については、本誌第八号によせた『同志社と立志社』で触れたことがあるので、予定の頁数を越えたここでは省略することとする。その昇天は社長在任中の一九〇三年十月三十日。満六十歳。十一月五日のその葬儀には銘旗をもつた同志社学生が高知教会に向う葬列の先頭を進んだとのことである。

信念に生きた大人物

片岡の人生は、生まれながらの武人として始まり、自由民権の闘士として長じたが、一介の武弁でもなければ政界暗躍の策士でもなかった。かつては四国会議招請の局に当り、またイギリスにあって教会の門をたたいたところには、武人としては出色のおもかげをしの

ぶことができ、立志社運動に投じて民権と自由確立の要を知り、選挙権拡大のために県会議長の職をかけてたたかい、保安条例の不当に抗して下獄も辞さなかつたところには、政治家としての信念の強さを見ることが可能だからである。この故に、片岡は、生来の温雅、誠実に加え、苦難にみちた民権運動の過程において、その人生をみがきあげた人士といえる。しかし、その信仰は自由民権からの進展であつたから、キリスト者としての片岡には温雅にして誠実、何者にも恐れぬ信念の強さと、香り高い信仰の集大成を見ることができ、その人格の高潔さに至つては、終生事を共にした板垣の比ではなかつたといえよう。

（大13大政卒・高知短期大学教授）

